

情報公開活動の現地調査 大阪府

大阪精神医療人権センターの活動

第 1 回公開フォーラムの発表(山本深雪)
及び里見和夫研究協力員提供資料から

1. 情報公開活動の歩み

1985 年 11 月 宇都宮病院事件に大きな衝撃を受けた患者、家族、医療従事者、弁護士、一般市民らが集まり、人権侵害から精神傷患者を救済する活動を展開することを目的として任意団体「大阪精神医療人権センター」が設立された。

当初は、「精神病院に風穴を開けよう」をスローガンとして精神病院に入院中の精神障害者に対する人権侵害について、電話相談、病院への面会活動、対行政交渉を実施し、人権侵害の救済に努力してきた。その活動成果は 92 年常設事務局設立後から発行してきた「人権センターニュース」を通じて市民に発信してきた。「大阪精神医療人権 110 番」は、人権週間に 92 年より開いてきた。

特に 1993 年に起こった大和川病院事件以降、劣悪な医療および入院中の患者への診察なしの放置や虐待の実情解消に向けた取り組みを強化・拡大した。1997 年春、大阪府下の精神科病院で勤務する医師の情報公開請求、大阪府下すべての精神科病床を有する病院の精神保健福祉資料の情報公開請求に着手し、年末に公開へところぎつけた。1998 年には大阪府内の精神病院に対するアンケート調査および精神病院訪問活動を開始し、それらの結果を基に「扉よ、開け（大阪精神病院事情）⑤」を刊行した。

1999 年には「特定非営利活動法人大阪精神医療人権センター」となり、現在に至る。

2. 活動の主体と会員

- 特定非営利活動法人大阪精神医療人権センター
- 当事者、家族、弁護士、精神保健福祉士・医療従事者、一般市民などで構成。
- 精神障害当事者団体である「大阪精神障害者連絡会（ぼちぼちクラブ）」などが活動に関わっていることが特徴。
- また、病院面会活動に参加していた弁護士らが、大阪弁護士会の中に、高齢者障害者総合支援センター（ひまわり）「精神保健支援業務」窓口を設置し、面会活動を P S W 協会や人権センターとの連携の下で実施していく取り組みもある。
- 現在の会員数
運営会員 12 名、個人賛助会員 66 名、団体賛助会員 17 団体、ニュース講読会員 890 名。

3. 活動資金

大阪府業務委託費（精神医療オンブズマン関連）、会費、寄付金、研修会参加費、出版物の売り上げなど。

4. 活動の状況

1) 情報開示請求および訴訟

- 1994年 大和川病院面会妨害損害賠償請求訴訟（患者の依頼により面会を求めて訪問した弁護士が病院から妨害された事件）提起
- 1997年 大阪府に対して府下精神病院関連資料（厚生省調査資料「精神保健福祉資料」、「医療監視関連文書」、「精神病院実地指導の開示請求」をした。部分公開にとどまった「医療監視関連文書」について異議申し立てを行い一部認容された。
- 以後、毎年、情報開示請求を行い、その結果を「人権センターニュース」、「扉よ開け」等に掲載してきた。

2) 病院訪問活動とアンケート調査活動

a) 活動の主体

- 1998年開始当初は入院患者への面会活動を「大阪精神医療人権センター」のメンバーが主体となって行った。
- 2002年から、大阪府精神保健福祉審議会の権利擁護検討委員会で公的に認められた「精神医療オンブズマン制度」の研修を受けたオンブズマンが訪問。

b) 目的

- 利用者が知りたい精神病院情報を市民に届ける。
- 情報公開によって精神病院の閉鎖性を取り除き、精神病院の信頼性を高める。
- 精神病院の医療の質が向上し、安心して利用できる精神医療を実現する。

c) 訪問とアンケート調査の対象

大阪府下の精神病床を有する64病院（アンケートは総合病院を除く61病院）

d) 訪問者、研修、運営要綱

- 患者、家族、医療従事者、弁護士、一般市民のオンブズマンが訪問
毎年5回、「精神医療人権ボランティア養成セミナー」を開催し研修
- オンブズマンは、大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会が定めた精神医療オンブズマン運営要綱に従って訪問活動を行う。
- オンブズマンは定められた「精神医療オンブズマン養成セミナー」を受講。
- 大阪精神医療人権センターは「精神医療オンブズマン」の業務委託を受け、オンブズマンの養成と、実際の訪問についてのコーディネートや報告書作成を行っている。

e) 訪問対応者、視察範囲、患者との対話可能性

訪問受け入れ病院の多くは、病院管理者、専門職員等が対応し、1つの国立病院を除く全ての精神科病院の閉鎖病棟まで入り、入院患者との直接対話も病棟滞在型で実施してきた。

f) 実際に訪問を受け入れてくれるまでの経緯

- 1998年 大阪精神病院協会に協力依頼、病院アンケート調査および病院訪問活動開始
- 1998年大阪府精神保健福祉審議会に大阪精神障害者連絡会・大阪精神医療人権センター・大阪弁護士会が委員として参加。「医療人権部会」の立ち上げに参画し、関係者に情報公開活動の重要性の認識を主張。
- 2000年8月4日 大阪府精神保健福祉審議会「精神病院内における人権尊重を基本とした適正な医療の提供と処遇の向上について」で大阪府精神障害者権利擁護連絡協議会の設置を具申（精神医療オンブズマン制度の設置の提言）
- 2001年 大阪府精神保健福祉審議会内に「権利擁護検討委員会」設置
- 2002年 大阪府精神保健福祉審議会・権利擁護検討委員会「精神医療オンブズマン制度」新設の報告書まとめる
- 2002年9月大阪府精神保健福祉審議会、権利擁護検討委員会の「精神医療オンブズマン制度創設」に関する報告書を正式に承認
- 2003年 精神医療オンブズマン養成セミナー開始
- g)訪問・アンケート受け入れ医療施設数
 - 訪問受け入れ実績：64/64 病院
単科民間精神科病院 47/47 単科公立精神科病院 1/1 総合病院精神科 16/16
 - アンケート受け入れ実績：61/64 病院
単科民間精神科病院 45/47 単科公立精神科病院 1/1 総合病院精神科 (15/16)

5. 成果のまとめ・公表・啓発

- 人権センターニュースに「病院訪問記」を継続的に掲載
- 1999年 情報開示請求の結果と病院訪問結果をまとめた「扉よ、ひらけ」を発刊
2002年改訂版「扉よ、ひらけ（大阪精神病院事情）」発行
- 全国各地の講演会、学会、委員会等様々な場面で、活動報告を行い、精神病院の情報公開の重要性について国民の認識を深めてきた。

6. 活動に対する反応

- センターの活動はさまざまな報道機関から注目を浴び、新聞・テレビ・ラジオなどで年数回は取り上げられている。市民からの出版物の請求や要望の声も多数で、第2版の印刷が必要となった。（第1版1,500部・第2版2,000部。1冊1,500円）
- センターの情報開示請求活動、病院訪問活動、出版活動、ホームページが行政や医療機関の認識を変え、情報公開活動への理解が深まり協力が得られるようになった。
- 大阪府精神保健福祉審議会の知事への意見具申（2002年5月）にも人権センターの意見が大幅に取り入れられ、「精神医療オンブズマン制度」の設置、「入院中の精神障害者の権利に関する宣言」の提案へと結実した。

○病院訪問活動は、平成 12 年度からの大阪府の地域保健推進特別事業（自立支援促進事業および退院促進事業）の開始と展開に大きな影響を与えた。

○また、この大阪府の事業は大きな成果を得ることができ、政府の精神保健施策にも試行的事業として全国 16 箇所に取り入れられた。平成 16 年度は 21 箇所となる。

7. 今後の活動の展開と課題

病院訪問を続ける中で、入院患者の権利擁護や病棟職員の質の向上、患者の退院促進への支援、といった様々なレベルでの情報提供やコーディネートをする力が、人権センター側にますます求められている。訪問当初から、現場（各病院）の権利擁護委員会メンバーと“がっぷり四つに組んで”仕事をしてきたが、オンブズマン発足以後、人権センターやオンブズマンの質が病院協会側からも大きく注目されている。またオンブズマン事業委託開始後（2003 年以後）、業務は飛躍的に増えているが、府の事業委託費は交通費・研修費の実費負担のみであり、人件費については人権センター側の持ち出し負担になっている。活動に参画希望する若手はいるのだが、専従やパートとしての人件費を十分に出せない。そこで、以下の二点が緊急の課題になっている。

- ① 情報提供やコーディネートの質の向上の為に、人権センターの事務局職員数を増やすことができるよう資金面での助成が必要。
- ② 精神医療オンブズマン制度の全国化に向けて情報提供を続けることも課題。